

# クレスト法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目12-1  
グレンパーク半蔵門802号  
TEL: 03-3263-7182 FAX: 03-3263-7187  
E-mail : [office@crestlaw.ne.jp](mailto:office@crestlaw.ne.jp)

## 連絡書

[送付先]FAX: 5216-6077 特定非営利活動法人消費者機構日本 理事長 芳賀唯史 殿 ご担当: 武田智直 様	[発信者] ■ 弁護士 伊藤芳朗 □ 弁護士 田代奈美
依頼者名: 医療法人社団翔友会	
用件: 2014年(平成26年)10月8日付「申入れ及び問合せ」に対する回答	
添付書類: なし	
日付: 平成26年11月20日	
返信: <input type="checkbox"/> 至急 <input checked="" type="checkbox"/> 要ご確認 <input type="checkbox"/> 乞ご返答	

標記の用件につき、下記のとおりご連絡申し上げます。ご査収のほど、宜しくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 第1に対する回答

削除についてはお断りいたします。理由は、景品表示法第4条1項1号（以下、本項において「同号」といいます。）に該当する記載ではないことが明らかだからです。

貴法人は、スレッドリフトの効果について「文献によると」とお断りされながら、ことさら消極的な方向の文献からごく一部の言葉のみを採り上げ、それがさもスレッドリフト全体を評価しているかのように書いておられますが、貴法人のそのような記載方法こそ一般人に対して誤ったイメージを持たせるものではないでしょうか。以下、貴法人が個別に指摘された当法人ホームページの記載が同号に該当する記載ではないことを明らかにします。

#### ①フェザーリフト

「他の若返り術との組み合わせで、さらに効果アップ！」  
これがなぜ「不当表示」と評価できるのででしょうか。フェザーリフト

# クレスト法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目12-1

グレンパーク半蔵門802号

TEL: 03-3263-7182 FAX: 03-3263-7187

E-mail : [office@crestlaw.ne.jp](mailto:office@crestlaw.ne.jp)

は他の若返り術，例えば脂肪溶解注射，ヒアルロン酸注入などと組み合わせることでさらに効果がアップすることは医学上当然の帰結です。逆に，「どのような若返り術と組み合わせても効果はアップしない」ということを貴法人のほうで医学的根拠をもって立証してください。

「糸の周囲でコラーゲン生成が起こり，肌にハリがでたり，今後のタルミ予防にも効果を発揮します。」

これがなぜ「不当表示」と評価できるのでしょうか。当法人が使用しているフェザーリフトはその糸や繊維の周囲に多数の棘（ケバ）が付いた特殊なものであり（「フェザーリフト」の名称の由来はそこにあります），そのことにより糸や繊維が周囲の人体組織を刺激し，そこに線維芽細胞が線維組織を作り出します。この線維組織こそ「コラーゲン」の正体です。この線維組織はフェザーリフトに刺激されることによって絶えず生成されます。また，当法人が使用する吸収性の糸・繊維によって，その効果は非吸収性のものよりも良く生成することが医学的にも認められています。そのことにより，リフトアップの効果は持続し，たるみ防止につながり，肌のハリにもなります。いったいこのことの何が「不当表示」なのでしょう。このような機序による線維組織の生成については医学文献にも記載されていますが，貴法人はそのような医学文献をちゃんと踏まえたうえで，それでもなお「その医学文献は間違いであり，そのようなことはあり得ない」という医学的根拠をもってこのような申し入れをされているのでしょうか。

貴法人が，そのような医学文献を踏まえたうえでそれを否定する医学的根拠を，後掲する期間内にお示してください。そうでなければ，このような申し入れを当法人に行い，これを貴法人のホームページに掲載する行為は明らかに当法人に対する名誉毀損行為になります。

## ②ロイヤルリフト

「当院特注の溶ける繊維で高い引き上げ効果！」

「当院特注の繊維で，より高い持続効果が期待できます。」

これがなぜ「不当表示」と評価できるのでしょうか。当法人が使用しているフェザーリフトは上述のとおり，吸収性のフェザーリフト（特注です）を使用することにより，線維組織が生成され，高い引き上げ効果

# クレスト法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目12-1

グレンパーク半蔵門802号

TEL: 03-3263-7182 FAX: 03-3263-7187

E-mail : [office@crestlaw.ne.jp](mailto:office@crestlaw.ne.jp)

を持続します。このような機序による線維芽組織の生成については医学文献にも記載されていますが、貴法人はそのような医学文献をちゃんと踏まえたとえ、それでもなお「その医学文献は間違いであり、そのようなことはあり得ない」という医学的根拠をもってこのような申し入れをされているのでしょうか。

貴法人が、そのような医学文献を踏まえたとえそれを否定する医学的根拠を、後掲する期間内にお示してください。そうでなければ、このような申し入れを当法人に行い、これを貴法人のホームページに掲載する行為は明らかに当法人に対する名誉毀損行為になります。

「切らない施術ですので、お顔に傷あとは残らず、より長い効果の持続を期待できます。」

これがなぜ「不当表示」と評価できるのでしょうか。当法人が使用しているフェザーリフトの施術においては切開を致しません。針と糸で衣類を縫うように、直針またはサーフローと呼ばれる特殊な注射器様のもので頭部や口角や法令線など目立たない部分の皮膚を刺すだけです。また、「より長い効果の持続を期待できる」ことは上述のとおりです。貴法人は当法人が切開を行っているという明確な根拠をお持ちなのでしょうか。そうであるならば、後掲する期間内に証拠をもってそれをお示してください。そうでなければ、このような申し入れを当法人に行い、これを貴法人のホームページに掲載する行為は明らかに当法人に対する名誉毀損行為になります。

「切らずに効果と安心をしっかりと求めたい方に！」

これがなぜ「不当表示」と評価できるのでしょうか。当法人が使用しているフェザーリフトの施術においては切開をしないことは上述のとおりです。それに対し、通常のフェイスリフトの手技は顔面を大きく切開して剥離して縫合するという大掛かりなものです。しかし、当法人の手技はそのような大掛かりな手術をせずに、リフトアップの効果を出すものです。これが、「顔面を大きく切開して剥離して縫合したときと同じ効果」と謳ったのだとすればともかく、そのような記載は一切しておりません。それとも、貴法人は当法人が切開を行っているという明確な根拠をお持ちなのでしょうか。そうであるならば、後掲する期間内に証

# クレスト法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目12-1

グレンパーク半蔵門802号

TEL:03-3263-7182 FAX:03-3263-7187

E-mail : [office@crestlaw.ne.jp](mailto:office@crestlaw.ne.jp)

拠をもってそれをお示してください。そうでなければ、このような申し入れを当法人に行い、これを貴法人のホームページに掲載する行為は明らかに当法人に対する名誉毀損行為になります。

「施術後すぐに効果を実感いただけます。」

これがなぜ「不当表示」と評価できるのでしょうか。当法人が使用しているフェザーリフトの施術は、上述のとおり大掛かりな外科的手術ではありませんので、施術後圧迫・固定・テーピングや包帯の必要がないため、施術後すぐに顔面を患者自身が目視できます。そして、顔面がリフトアップしていることもすぐに見ることができます。当法人は患者への説明用に、当該患者の許可をいただいて実際に施術前から術中の様子、さらに施術直後の顔面を撮影したデータを有していますが、代理人である当職らがこれを観ても、「施術後すぐに効果を実感いただけます。」という言葉通りの内容です。

それでもなお、貴法人が「そんなはずはない。施術後すぐに効果を実感できるはずがない」とおっしゃるのであれば、後掲する期間内に証拠をもってそれをお示してください。そうでなければ、このような申し入れを当法人に行い、これを貴法人のホームページに掲載する行為は明らかに当法人に対する名誉毀損行為になります。

「立体的に溶ける繊維を注入する方法なので、より自然な仕上がりで、強力に引き上げ、高い持続力が期待できます。」

これがなぜ「不当表示」と評価できるのでしょうか。溶ける繊維を使用していることは上述のとおりです。また、ロイヤルリフトの手技はもともと基本的なコースでも糸（繊維）を折り返して挿入する術式ですので、「立体的」ですし、コースが変わればより折り返しも複雑に、また本数も増やしてより立体的に挿入します。「自然な仕上がり」とは言うまでもなく通常のフェイスリフトの手技である切開・剥離・縫合と比較しています。なんら不当表示ではないはずです。

また、単純に1本線の糸挿入と異なり、折り返すことによって、あるいは折り返しを重ね、本数を重ねることによって、より強力に引き上げ効果が生まれ、また効果が持続することも医学的に明らかです。

貴法人が、以上のことを否定されるのであれば、その医学的根拠を、

# クレスト法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目12-1

グレンパーク半蔵門802号

TEL:03-3263-7182 FAX:03-3263-7187

E-mail : [office@crestlaw.ne.jp](mailto:office@crestlaw.ne.jp)

後掲する期間内にお示しください。そうでなければ、このような申し入れを当法人に行い、これを貴法人のホームページに掲載する行為は明らかに当法人に対する名誉毀損行為になります。

### ③フェイスアップ

「フェイスアップは今までの外科的処置によるリフトアップでは不可能だった、お顔全体のつり上げを可能にした処置です。メスで切らずに溶ける繊維を注入してホホやフェイスラインを自由自在に吊り上げ、たるみを解消することができます。」

これがなぜ「不当表示」と評価できるのでしょうか。従来の外科的処置では、皮膚を切り詰めるものが一般的であり、顔全体にハリを出したり、たるみを改善したりすることはできても、顔の輪郭まで変化させることは難しいと言われてきました。なぜなら、耳の前の皮膚を切除するので、傷を縫合する際にどうしても横（水平方向）に皮膚を引っ張らざるを得ない構造上の問題があります。そのため、同じ部位に複数回手術を重ねていくと、顔面が平面ないし横に広がった印象が強調されます。さらに顔面の表情も乏しくなり、とても自然なリフトとは言えなくなります。これに対し、フェイスアップは切開・縫合をする必要がないので、水平方向というよりむしろ垂直方向のリフトが可能であり、この効果でフェイスラインが内側に引き込まれて小さくすることができるのです。切開するリフトでこの効果を求めるとするならば顔面を水平方向に切開しなくてはならず、まず実現は大変困難であると言えます。これは若年層に対して特に効果が出ており、だからこそ「小顔」を希望する患者にも施術してきました。

その他の記載についてもこれまでに述べたとおりであり、真実をそのまま記載しており、決して「不当表示」ではないと確信しています。

それでもなお貴法人が、以上のことを否定されるのであれば、その医学的根拠を、後掲する期間内にお示しください。そうでなければ、このような申し入れを当法人に行い、これを貴法人のホームページに掲載する行為は明らかに当法人に対する名誉毀損行為になります。

「フェイスアップは、お顔の正面・ホホ側面・フェイスライン、あらゆる面を自由自在にリフトアップすることが可能です。これにより、リ

# クレスト法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目12-1

グレンパーク半蔵門802号

TEL: 03-3263-7182 FAX: 03-3263-7187

E-mail : [office@crestlaw.ne.jp](mailto:office@crestlaw.ne.jp)

フトアップ・小顔効果が得られます。」

これがなぜ「不当表示」と評価できるのでしょうか。当法人の術式は、顔面のあらゆる部位に挿入・注入が可能です。そして、挿入・注入した部位に上述した効果が生じます。特に顔の正面を垂直方向にリフトアップすることは切開する方法では顔の正面に水平方向に疵を作ることになるので不可能と言ってもよいでしょう。これをフェイスアップではリフトすることが可能です。リフトアップ効果・小顔効果が得られることも上述したとおりです。

それでもなお貴法人が、以上のことを否定されるのであれば、その医学的根拠を、後掲する期間内にお示してください。そうでなければ、このような申し入れを当法人に行い、これを貴法人のホームページに掲載する行為は明らかに当法人に対する名誉毀損行為になります。

「お顔の正面もホホもフェイスラインも思いのままに変化！」

ホームページの記載につきましては、頻繁に見直し作業を行っており、現在は「お顔の正面もホホもフェイスラインも引き上げ可能！」に変更されています。

「輪郭と顎を同時に整えることでより小顔効果が生まれます。」

ホームページの記載につきましては、頻繁に見直し作業を行っており、現在は「輪郭と顎を同時に整えることでより小顔効果が期待できます。」に変更されています。

貴法人は、「具体的な数値を示さず」と記載していますが、このようなフェイスリフトの効果について、どのような「具体的な数値」があり得るのか、まずその医学的な表示方法をご教示ください。仮にそのような表示方法があつて、それを表示するのが一般的であるにもかかわらず、当法人がこれを表示していないのだとすれば改めますが、フェイスリフトの効果を医学的にどのように表せば「具体的な数値」となるのか、理解できません。

そして、そのように医学的に「具体的な数値」を表す方法がないにもかかわらず、あたかもそのような表示方法があるかのように記載して貴法人のホームページに掲載する行為は一般人に対して誤ったイメージ

# クレスト法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目12-1

グレンパーク半蔵門802号

TEL: 03-3263-7182 FAX: 03-3263-7187

E-mail : [office@crestlaw.ne.jp](mailto:office@crestlaw.ne.jp)

を持たせるものであるとともに、明らかに当法人に対する名誉毀損行為になります。

## 2 第2に対する回答

この点については会員・非会員の数値データがなく、調査するとなれば大変な時間がかかります。

ご指摘の点も踏まえたうえで、制度を変更する方向で検討いたします。決定次第、ご連絡いたします。

## 3 第3に対する回答

退去妨害行為はこれまでに一切行ったことがありません。従いまして、今後も以前と同様、退去させない行為を行わないことは可能です。

その点を再度、周知徹底することまではお約束しますが、これまでそのような行為がないにもかかわらず、「適切な研修を行う」ことまでは必要ないと思料します。

## 4 第4に対する回答

そもそも「客観的なデータ」というのがどういうものを想定されているか不明ですが、診療録など院内資料があります。

## 5 第5に対する回答

患者が再治療を希望して、医師の診察により再治療が必要かつ可能と判断した場合には、原則としてすべての患者に無料での再治療を行っています。逆に、安心保障制度有効期限内に、医師の診察により再治療が必要かつ可能と判断したにもかかわらず、再治療を断ったとすれば、それは何らかの特殊な事情（例えば患者が業務を妨害するなどの行為）がある場合に限られます。また、有料で再治療した場合は、「再治療は必要ないが患者が特に希望した」ために行う場合です。これについては、患者の特定と診療日時・診療内容などの具体的な特定があれば調査は可

# クレスト法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目12-1

グレンパーク半蔵門802号

TEL: 03-3263-7182 FAX: 03-3263-7187

E-mail : [office@crestlaw.ne.jp](mailto:office@crestlaw.ne.jp)

能ですが、統計は取っておりませんし、その必要があるとは考えておりません。まして、貴法人から申し入れがあったからと言って、そのような調査を膨大なカルテから行う必要はないと思料します。

## 6 第6に対する回答

「切らない」とは上述（第1項）のとおり、「切開しない」という意味です。何ら間違った用法ではないと思料します。

「切らない」を「出血しない」と考えるというのは大きな誤解です。

なぜなら、当法人医師は事前説明において、「針で」あるいは「注射様のもの」「糸・繊維を」「挿入する・注入する」と明言しているからです。針や注射で皮膚を刺したにもかかわらず出血しないと考える消費者はいらっしゃらないのではないのでしょうか。

## 7 第7に対する回答

「当院独自」とは、これまでに述べてきたとおり、特注の糸を使用していること、まだまだ非吸収性の糸を使用している美容外科が多い中、いち早く吸収性の糸を使用してきたこと、ロイヤルリフトなどにおいて多彩な屈折を編み出したことなど、多岐にわたります。逆に、貴法人が「当院独自とは言えない」という医学的根拠があるのであればお示ください。

「世界レベル」とは複数の医師がアメリカの専門機関で認定証を交付されたことを指します。何ら間違った表記ではありません。ただ、この点についてはやや表現が過大という判断に基づき、今回削除いたします。

## 8 第1項に掲げた諸事項に対する回答要求

貴法人は、今回の「申入れ及び問合せ」を送付した日である平成26年10月8日、すなわち当法人がまだその内容も受け取れていない日に記者会見を行ってこれをマスコミに公表し、さらに貴法人のホームページ上で現在も掲載しておられますが、果たしてそれは医学的な裏付けのある申し入れだったのでしょうか。



# クレスト法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2丁目12-1

グレンパーク半蔵門802号

TEL:03-3263-7182 FAX:03-3263-7187

E-mail : [office@crestlaw.ne.jp](mailto:office@crestlaw.ne.jp)

その点を明確にして、医学的な裏付けとともに回答書を平成26年1月15日までに当法人代理人に送付してください。この期日は貴法人が当法人に対して与えた期限とほぼ同一の期間です。

同期限内にすべての質問に対するご回答をいただけない場合には、貴法人は当法人に対し、故意に名誉毀損行為を行ったと判断し、然るべき法的・社会的措置をも辞さない所存です。

もともと、貴法人が本書面における質問に対してすべてを期限内に回答できない場合、いったんホームページの掲載をすべて取り止めるのであれば、この点については当法人も柔軟に対応します。

尚、本回答書本文を掲載される場合には、傍線に至るまですべてをそのまま掲載してください。貴法人は公益的法人ですので、傍線を取り除いたり、部分的に掲載を取りやめたりするような不公平なことはなさないようにお願いいたします。

以上